

見附市告示第45号

見附市乳幼児健康診査実施に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月26日

見附市長 稲田 亮

見附市乳幼児健康診査実施に関する要綱の一部を改正する要綱

見附市乳幼児健康診査実施に関する要綱（平成17年見附市告示第21号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 乳児一般健康診査の回数は、乳児1人3回以内とする。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（健康診査費用の払戻し）

第5条 前条の規定にかかわらず、第3条第1項ただし書に規定する委託契約を締結していない医療機関等で健康診査を受診した乳幼児の保護者は、最後の受診から3か月以内に別記様式による乳児一般健康診査費払戻し申請書に必要書類を添付して請求できるものとする。この場合において、請求できる限度額は、同項に規定する新潟県知事を代理人として医療機関と契約する委託単価の額とする。

2 市長は、保護者から乳児一般健康診査費払戻し申請書が提出されたときは、その内容を審査の上遅滞なく支払うものとする。

別表4か月児健康診査の項を削り、同表乳児一般健康診査の項中「生後7か月から11か月までの」を「生後27日以降から1歳未満の」に改め、同表乳児精密健康診査の項中「4か月児」を「乳児一般」に改め、同表3歳児健康診査の項中「3歳」を「3歳5か月」に改め、同表の次に次の様式を加える。

別記様式（第5条関係）

別記様式（第5条関係）

乳児一般健康診査費払戻し申請書

私は、県外医療機関等で乳児一般健康診査を受診したので、関係書類を添えて乳児一般健康診査費払戻しの申請をします。

年 月 日

（あて先）見附市長

\*太枠内をご記入ください

子の氏名		生年月日	年	月	日	
住 所	〒 見附市	連絡先電話番号	（ ）			
【 同 意 書 】 乳児一般健康診査費の払戻しを受けるにあたり、必要があるときは、住民基本台帳閲覧や受診機関への支払い内訳確認等、関係部署等に確認することに同意します。						
年 月 日						
申請者氏名 _____						
振 込 先	金融機関名	銀行				支 店
	預金種別	普通 当 座	口座番号			
	(フリガナ) 口座名義人	( )				

添付書類

- 母子健康手帳（払戻しの対象となる乳児一般健康診査の結果が確認できるもの）の写し
- 医療機関発行の乳児一般健康診査に要した費用の領収書の写し
- 振込先口座のわかる通帳又はキャッシュカードの写し

◎ 領収書がない場合、医療機関で下記内容を記入してもらってください。

（受診票を使用した場合や領収書をお持ちの方）

乳児一般健康診査実施日	乳児一般健康診査分負担額	検査等、左記以外の自由診療負担額(内訳)	償還し対象額
年 月 日	円	円( )	円
年 月 日	円	円( )	円
年 月 日	円	円( )	円
上記のとおり領収しました。 年 月 日 医療機関所在地 名 称 代表者氏名			
			印

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。